

令和2年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率

令和2年度決算の数値を基に算定した「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、将来負担比率」の4つの健全化判断比率と公営企業の「資金不足比率」を公表します。

これは、地方自治体の財政の早期健全化と財政再生、公営企業の経営の健全化を目的に、平成19年6月に成立、公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、公表することが義務付けられたことによるものです。

「早期健全化基準」・「経営健全化基準」を超えると、イエローカード。「財政再生基準」を超えると、レッドカード。

4つの健全化判断比率には「早期健全化基準」がそれぞれ設けられ、令和2年度決算の数値を算定した指標から、1つでもその基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

さらに、自主的な財政の健全化を図ることが困難とされる「財政再生基準」が将来負担比率を除いた3指標に設けられ、1つでもその基準を超えた場合は、「財政再生計画」を定め、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。

また、資金不足比率には、「経営健全化基準」が設けられ、基準を超えた場合は、公営企業会計ごとに「経営健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。

恩納村の健全化判断比率と資金不足比率は…

1 健全化判断比率

(単位：%)

区分	恩納村の比率	早期健全化基準	財政再生基準	備考 (R2:R1)
① 実質赤字比率	※1 ー	15.00	20.00	△8.71 : △4.80
② 連結実質赤字比率	※1 ー	20.00	30.00	△28.10 : △27.87
③ 実質公債費比率	4.8	25.0	35.0	△4.8 : △5.3
④ 将来負担比率	※2 ー	350.0		△27.6 : △53.5

※ 1 ①・②とも黒字で、赤字比率は算定されないため、「ー」表示になっています。

※ 2 ④充当可能財源等が将来負担額を上回っているため、「ー」表示になっています。

2 資金不足比率

(単位：%)

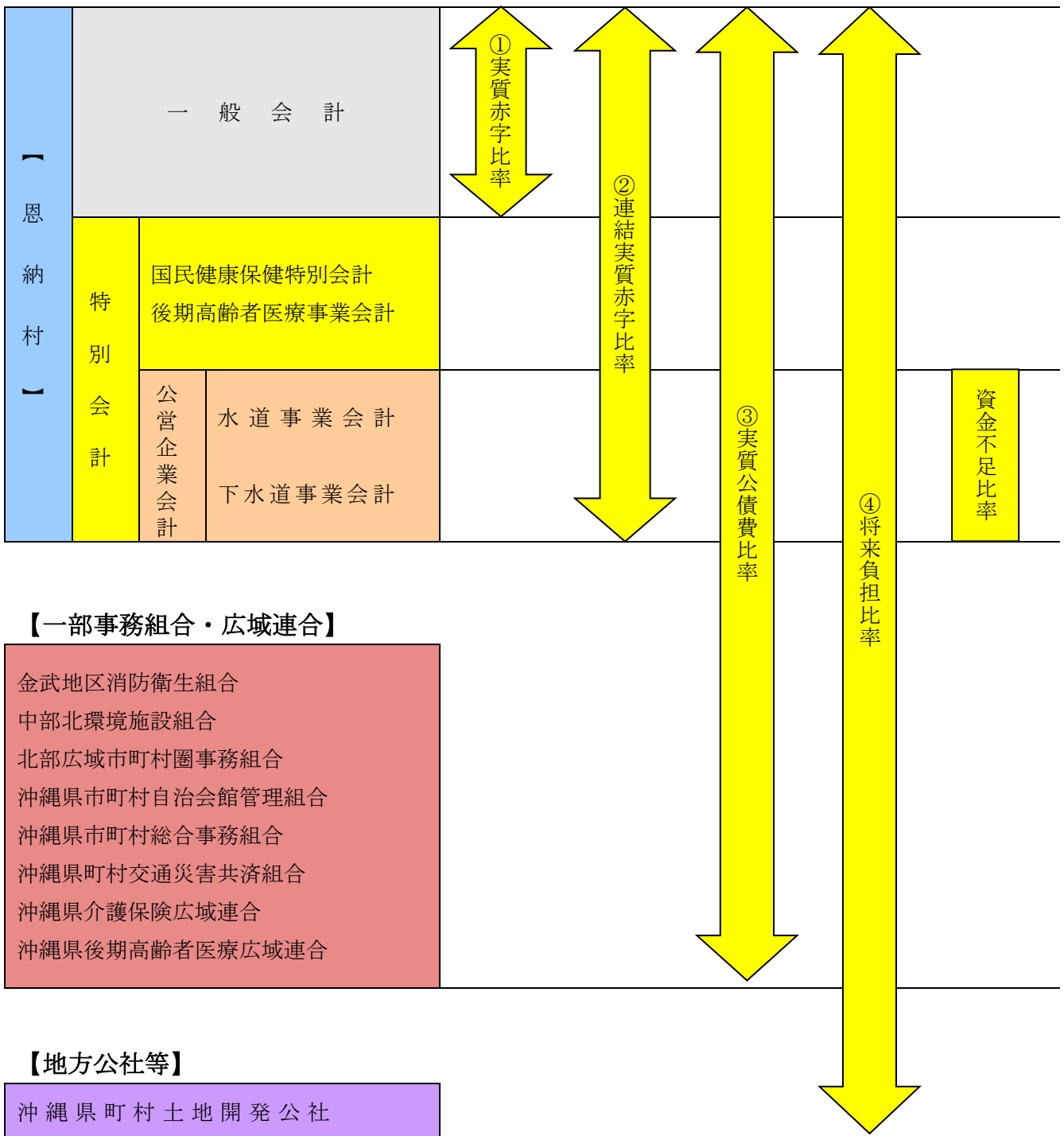
区分	恩納村の比率	経営健全化基準
水道事業会計	※ ー	20.00
下水道事業特別会計	※ ー	20.00

※いずれの会計とも黒字で、資金不足比率は算定されないため、「ー」表示になっています。

上記のとおり、「1 健全化判断比率」、「2 資金不足比率」の恩納村の指標は、「早期健全化基準」を下回っているため、健全な状況であることを報告し、提出します。

それぞれの指標の算定した範囲は、以下の《健全化判断比率等の対象図》のとおり、地方自治体の全ての会計を対象とすることはもちろんのこと、地方自治体が加入している一部事務組合や広域連合、さらに地方自治体が出資している地方公社や第三セクター等の団体に対する負担金等も含めて算定しています。

《健全化判断比率等の対象図》



①実質赤字比率とは？

標準財政規模に対する実質赤字額の割合です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※実質赤字額…（歳入総額－歳出総額）－翌年度へ繰越す歳入＝実質収支額
実質収支額がマイナス（赤字）の場合に、実質赤字額となります。

※標準財政規模…恩納村の令和2年度の額は35億8,892万8千円です。

*標準税収入額（村税）＋普通交付税＋臨時財政対策債

恩納村の令和2年度一般会計の実質収支額は、3億1,284万3千円の黒字であり、「実質赤字比率」は算定されないのので「－」表示になっています。

②連結実質赤字比率とは？

標準財政規模に対する、全会計を対象とした実質赤字額合計の割合です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額…普通会計（一般会計等）特別会計（国民健康保険・後期高齢者医療）の実質赤字額と公営企業会計（水道事業・下水道事業）の資金不足額の合計。

恩納村の令和2年度全会計の実質収支額の合計は、10億800万8千円の黒字であり、

「連結実質赤字比率」は算定されないのので「－」表示となっています。

③実質公債費比率とは？

標準財政規模等に対する実質的な公債費（村の借金の返済金）相当額の割合。通常、過去3カ年の平均値を使用します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源}) + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※地方債の元利償還金…村の借金に対する毎年支払う返済金。

※準元利償還金…村の借金に対する毎年支払う返済金に準ずるもの。

恩納村では、金武地区消防衛生組合などの一部事務組合の公債費への負担、下水道特別会計への公債費への一般会計からの繰出金、その他公債費に準ずるものを含みます。

※基準財政需要額…普通交付税の算定基礎となるもので、財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額。

ここでは、基準財政需要額に算入された公債費等を控除します。

恩納村の令和2年の実質公債費比率（平成30年～令和2年度の3ヶ年平均）は、4.8%で前年度比△0.5%となっています。標準財政規模の増と元利償還金の減の為に比率は縮小しています。資本整備への効果的活用は必要であるため、普通交付税で財政措置のある地方債メニューを中心に発行を行う予定です。

④将来負担比率とは？

標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合。

一般会計等が背負っている借金が、一般会計等の標準的な年間収入の何年分かがわかります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※将来負担額…次のイからトまでの合計額

イ 地方債の年度末残高（村の借金の残高）

令和2年度末残高は、52億8,364万4千円です。（対前年度△4,026万5千円）

ロ 債務負担行為（2年以上にわたって支払うもの）に基づく支出予定額（地方財政法第5条各の経費に係るもの）

令和2年度以降支出予定額は、ありません。

ハ 一般会計等以外の会計（水道事業・下水道事業）の借金に充てる一般会計等からの負担見込額

令和2年度末以降負担見込額は、8億3,323万円です。（対前年度3,736万3千円）

ニ 村が加入する金武地区消防衛生組合・中部北環境衛生組合などの組合等の借金返済

に充てる一般会計等からの負担見込額

令和2年度末以降負担見込額は、1億5,247万6千円です。（対前年度△1,442万円）

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

令和2年度末以降負担見込額は、2億8,035万1千円です。（対前年度3,860万4千円）

ヘ 連結実質赤字額

恩納村では②で示したとおり、該当ありません。

ト その他、設立法人の負債額等の負担見込額と組合等の連結実質赤字額の負担見込額等がありますが、恩納村の場合は該当ありません。

※充当可能基金額…村債の償還額等に充当可能な基金残高

恩納村の令和2年末残高は、37億5,978万7千円です。（対前年度△5億8,619万7千円）

●恩納村の令和2年の将来負担比率は0%で、前年度と同率となり、良好な結果となりました。

前年度比較では、将来負担比率は26%の増（-53% → -27%）となっております。

主な要因として基準財政需要額算入の減（△9,390万円）、充当可能基金の減（△5.8億円）、公営企業債繰入見込額（下水道会計借入残高3,736万円）増となっています。

※資金不足比率とは？

公営企業ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるのかを示すもの。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

恩納村では、「水道事業」と「下水道事業」が公営企業となります。

水道事業は6億6,421万7千円の黒字、下水道事業は931万円2千円の黒字であるため、いずれも「資金不足比率」は算定されないため「-」表示となっています。